

電力売却契約書（単価契約）（案）

岡山市（以下、「甲」という。）と，（以下、「乙」という。）とは，岡山市
廃棄物発電電力活用事業における地産電力購入に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は，別紙仕様書に基づき各供給施設で発生した余剰電力（ただし，自己託送分を除く。）を，乙に
全量売却し，乙はこれを全量購入し，甲にその対価を支払うものとする。

2 履行期間内の余剰電力量が，仕様書に記載された予定購入電力量（以下「予定購入電力量」という。）に
比べて過不足がある場合でも，甲は乙に余剰電力を全量売却し，乙は，甲から全量購入することとする。
なお，余剰電力量が予定購入電力量を下回る場合，甲は当該差量について売却義務を負わず，何らの責任
を負わない。

（契約金額）

第2条 契約金額は，次のとおりとする。

区 分	電力料金契約単価 (消費税等相当額を含む)
電力量料金単価	円／kWh

2 契約締結後において物価，賃金等の変動を理由として，契約金額の変更をすることはできない。ただし，
経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ，
契約金額が著しく不適當となったときは，その実情に応じて，甲は，乙と協議の上，契約金額を変更する
ことができる。

（契約期間）

第3条 契約期間は，契約日から令和11年3月31日までとする。

（履行期間）

第4条 履行期間は，令和9年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（契約の保証）

第5条 乙は，この契約の締結と同時に，次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければな
らない。ただし，第3号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を甲に寄託
しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関
の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額は，契約書記載の料金単価（税込）に予定買
取電力量を乗じた額の100分の10以上としなければならない。

3 乙が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付す場合は，当該保証は第16条第3項各号に規定する者
による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により，乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担

保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約保証金の返還)

第5条の2 甲は、契約履行の完了確認後又は第12条、第14条第1項第6号、同項第7号、同項第10号の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(電力供給上の協力)

第6条の2 甲及び乙は、この契約に係る電力の供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常に保つ等、相互に協力するとともに、第三者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは及ぼす恐れがある場合は、各々必要な措置を講ずるものとする。

2 甲は乙の要求に基づき、余剰電力供給計画を乙に提供するものとする。なお、甲は、余剰電力供給計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではない。

3 余剰電力量が供給計画と大きく乖離する事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、甲は乙に対し速やかに通知するものとする。

4 甲は、余剰電力の安定に努力するものとする。

(託送供給等契約)

第6条の3 乙は、余剰電力の受給のために別途、一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく契約が必要となる場合は、乙の責任と負担で遅滞なく契約を締結するものとする。また、これに必要な情報、承諾書等について、甲は乙に協力し提供するものとする。

2 甲は、発電者として、一般送配電事業者の託送供給等約款を遵守する。

3 甲は、乙が託送供給等約款に基づく契約を締結する際に、本契約に係る場合に限り、乙が接続検討回答書を必要な範囲内で使用することを認めるものとする。

4 託送供給等約款に基づく契約の締結、履行及びその他余剰電力の接続供給に必要な費用は、全て乙が負担するものとする。

(余剰電力供給又は受電の中止又は制限)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の供給を中止又は制限できるものとする。

(1) 一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により、甲が余剰電力を供給できない場合

(2) 甲の施設の事故又は運営上の都合による場合

(3) その他保安上の必要がある場合

第7条の2 乙は、一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により余剰電力を受電できない場合、余剰電力の受電を中止又は制限できるものとする。

(自己託送電力量の増減)

第8条 自己託送電力量は、甲の都合により予定自己託送電力量から変動することができるものとする。

2 甲が、自己託送電力量の増減を行った場合は、乙は増減に応じた余剰電力量の全量を買取りするものとする。

(余剰電力量の計量及び検針)

第9条 取引用電力量計とは別に、乙独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、甲の承諾の下、乙の

責任でこれを行うものとする。

2 取引用電力量計及びその付属装置に不具合が生じた場合は、その期間内の余剰電力量について、その都度甲と乙が一般送配電事業者と協議して決定するものとする。

3 第1項の取引用電力量計の検針は、毎月末日の24時に一般送配電事業者が行うものとし、甲及び乙はその結果について、互いに確認するものとする。

4 乙は必要があるときは、甲に対して臨時検針を求めることができるものとし、甲はこれに応じるものとする。

(料金の算定及びその支払い)

第10条 乙は毎月、甲から得た余剰電力量に対する電力量料金を甲に支払うものとする。電力量料金は、余剰電力量に電力量料金単価(消費税相当額を含む単価とし、~~小~~少数第3位以下切り捨て)を乗じて得た金額とする。

2 前項の電力量料金は、1円単位まで有効とし、1円未満は切り捨てるものとする。

3 甲は、第1項により算定された電力量料金を翌月20日までに乙に請求し、乙は請求された日から30日以内に甲に支払うものとする。

4 前項の支払いが所定の期日までに行われない場合は、その翌日から支払い日まで年3.0パーセントの割合で算定される遅延利息を乙から甲に支払うものとする。

(非化石証書価値の帰属)

第11条 甲から乙に売却した余剰電力に由来する非化石証書の価値(以下、非化石証書価値という。)は、乙に帰属するものとする。

(非化石証書認定に係る事項について)

第11条の2 甲は、非化石証書価値の認定申請に必要なバイオマス比率について、算出に必要な根拠を乙に対して毎月一回、翌月20日までに通知するものとする。

(記録)

第11条の3 甲、乙は、余剰電力の売却、購入について記録し、それぞれの要求により、その写しを送付するものとする。

(甲の任意解除権)

第12条 甲は、契約の履行中において、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。

(2) 契約の履行に当たり甲の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市契約規則又はこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に電気料金債権を譲渡したとき。
- (7) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - カ 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。
- (8) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。
- (9) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (10) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間内に電力の購入ができないとき。

- (2) 第13条又は第14条の規定により、契約期間満了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、電力供給の終了日から契約期間満了の日までの予定使用電力量で第10条第1項に基づき算定した電気料金の総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。
- (1) 第13条又は第14条(第10号を除く。)の規定により契約期間満了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 契約期間満了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 甲は、第2項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。
- 6 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- (乙の損害賠償請求等)
- 第17条 乙は、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (第三者に対する損害賠償)
- 第17条の2 甲又は乙は、余剰電力の売買に伴い一般送配電事業者中国電力若しくは第三者に対し損害を生じせしめた場合は、その原因者が賠償の責任を負うものとする。
- (談合その他の不正行為の場合における賠償金)
- 第18条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し当該契約及び当該契約に係る変更契約による契約金額(単価契約の場合は、支払金額)の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。
- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において

読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

(契約解除後の処理)

第19条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 乙は、契約が解除された場合において、既に電力購入の終了日が属する月の電力の購入を行っているときは、同月の計量日から電力購入の終了日までに購入した同月の電力量に、第2条の電力量料金単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を甲に支払うものとする。

3 前項の支払は、第10条に従うものとする。

(委任等の禁止)

第20条 乙は、本契約の義務の全部又は一部の履行を、第三者に委任することができない。ただし、甲の事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(守秘義務)

第21条 甲及び乙は、この契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 甲及び乙は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第22条 この契約について、次年度以後の歳入歳出予算が減額・削除された場合には、この契約の変更・解除を行うことがある。また、甲は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第23条 この契約の条項について疑義があるとき又はこの契約の条項に定めのない事項は、[一般送配電事業者の託送供給等約款及び](#)入札説明書等に示された条件に基づき、甲と乙とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、岡山地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

乙

契約に関しては、本契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定、支払方法等について、落札業者と個別協議のうえ、落札業者の電気契約要綱等に応じて条文等の詳細を決定することとします。